

# 令和2年第7回上里町議会定例会会議録第4号

---

令和2年12月14日（月曜日）

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第17 特別委員会委員長報告について  
日程第18（意見書第16号）防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）について  
日程第19（意見書第17号）後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げに反対する意見書（案）について  
日程第20（意見書第18号）新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大を防止するための緊急対策を求める意見書（案）について  
日程第21 議会活性化特別委員会委員の辞職許可について  
日程第22 議会活性化特別委員会委員の選任について
- 

## 出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 沓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

---

## 事務局職員出席者

事務局 長 宮下 忠仁 係 長 飯塚 剛

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第17 特別委員会委員長報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第17、特別委員会委員長報告についての件を議題といたします。

これより各特別委員会委員長より、各特別委員会の現在までの調査研究経過報告を求めます。  
最初に、議会活性化特別委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会活性化特別委員長 納谷克俊君発言〕

○議会活性化特別委員長（納谷克俊君） 皆さん、おはようございます。

議席番号11番、議会活性化特別委員会委員長の納谷克俊です。

付議事件に対して、前期定例会以降今日までに、第29回から第31回までの3回の特別委員会を開催し、引き続き調査研究を行ってまいりましたので、その概要を御報告させていただきます。

初めに、第29回委員会についてですが、10月23日金曜日、午前9時から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、上里町議会議員政治倫理条例案について、上里町議会傍聴条例案について、上里町議会委員会条例案についての3項目でありました。

上里町議会議員政治倫理条例案については、前回までに課題とされていた守秘義務規定の明文化、一部事務組合等の取扱い、審査請求手続に関する事項についてを中心に協議いたしました。

条例案で想定する一部事務組合等についての範囲や物品納入等の行為については、なお検討の余地があると認められ、次回委員会において決することとなりました。

また、審査請求手続に関する事項についても、制度の濫用を防ぎつつも、より実効性のある基準について、次回委員会に持ち越すこととなりました。

上里町議会傍聴条例案についてと上里町議会委員会条例案については、現行の上里町議会における傍聴規則、委員会条例をベースとして、上里町議会基本条例案との整合性を図りつつ、先進自治体議会の例規を参考とした各条例案を示したところであります。協議時間の関係上、論点のポイントを挙げ、次回委員会までに各自検討を加えることとして委員会を閉じました。

次に、第30回委員会についてですが、11月16日月曜日、議会運営委員会終了後、午後2時50分から開催をいたしました。

協議事項は、上里町議会議員政治倫理条例案について、上里町議会傍聴条例案について、上里町議会委員会条例案について、上里町議会会議条例案についての4項目でありました。

上里町議会議員政治倫理条例案については、一部事務組合等については原案のとおりとし、また審査請求手続に関する事項については、制度利用のハードルを低くするとの観点から審査請求をするための連署数の引下げ、人権侵害行為等について一部明示する変更を加え、さらに経過措置についても明文化することにより、条例案として合意を得たところであります。

上里町議会傍聴条例案については、傍聴者を積極的に受け入れるという観点から議論をされました。特に、傍聴手続や傍聴時における規則、遵守事項については、できる限り簡素化することとなりました。

上里町議会委員会条例案については、議会基本条例案で位置づける広報・広聴に関する部門を常任委員会化するかどうかに焦点となりました。常任委員会化することのメリットや他の議会における検討状況についてを参考とし、次回委員会において広報広聴常任委員会を設置する場合の条例案を示すこととなりました。

上里町議会会議条例案については、現行の会議規則をベースとして、上里町議会基本条例案との整合性を図りつつ、先進自治体議会の例規を参考として第1条から第49条までの条例案を示したところであります。協議時間の関係上、論点のポイントを挙げ、次回委員会までに各自検討を加えることとして委員会を閉じました。

最後に第31回委員会についてですが、今期定例会中の12月10日木曜日、午前9時から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、上里町議会傍聴条例案について、上里町議会委員会条例案について、上里町議会会議条例案についての3項目でありました。

上里町議会傍聴条例案については、現行のとおり規則でよいのではないかと、傍聴時の規制として発熱や感染症対策について明文化する必要があるのではないかと意見があり、その表現方法については各委員が持ち帰り、次回委員会において決定することとなりました。

上里町議会委員会条例案については、議会広報広聴常任委員会の是非についてを中心に協議をいたしました。所管内容はどうか、委員の定数や議会運営委員会との関係はどうか、特に議会報告会の開催やインターネットを利用した情報発信、広聴活動はハードルが高いのではないかと意見がありましたが、議会基本条例案を実効性の高いものとするためにも、まずは一步踏み出すことの必要性から常任委員会化することで一致をし、条例案として合意することができました。

上里町議会会議条例案については、上里町議会基本条例案との整合性を考慮した全130条から成る条例案を提示することができました。現行会議規則より条文数が多くなっている主な要

因は、公聴会と参考人に関する条文を加えたことによるものであります。

前回掲げた議論のポイントでもあった議員間討議については、特に白熱した議論が展開をされました。また発議等における発議者の必要人数についても変更の提案がありました。その他にも正副議長志願者の所信表明の機会や請願者の意見陳述の場の規定など、細部にわたって検討の必要があるため、今回示された条例案を基に委員各自で案を作成し、次回委員会においてそれぞれ検討することとなりました。

当特別委員会も30回を超える委員会を開催し、これまで上里町議会基本条例の案を議員各位にお示しさせていただきました。引き続き、関連する条例・規則についても案を提示させていただきますので、皆様方からの御意見をお聞かせ願います。

また、会議のペーパーレス化についても機器の調達待ちとなっておりますので、整い次第、順次取扱い等についての研修会が開けるよう、準備をしていきたいと思っております。

今後のタイムスケジュールとしては、3月定例会において、上里町議会基本条例案について上程できるよう、引き続き調査研究を継続してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議会活性化特別委員会調査研究報告といたします。

○議長（猪岡 壽君） 続いて、公共交通等対策特別委員会委員長、沓澤幸子議員。

〔公共交通等対策特別委員長 沓澤幸子君発言〕

○公共交通等対策特別委員長（沓澤幸子君） 議席番号12番、公共交通等対策特別委員会委員長の沓澤幸子です。

9月定例会以降の公共交通等対策特別委員会について報告いたします。

第13回特別委員会は、11月6日午前9時より開催しました。

アンケートについての協議を行いました。

前期定例議会後から見直しを重ねてきたアンケート内容を報告し、最終チェックを行いました。

さらに、アンケートの回収期間の検討では2か月ぐらいが妥当として、12月1日から令和3年1月31日までと決定しました。

また、今後のアンケートの配布の確認として、12月1日配布の議会だよりと一緒に印刷にかけ、議会だよりの真ん中に返信用封筒と一緒に折り込む作業まで業者委託とすること、郵便局との対応については他の郵便物と一緒に総務課に配達してもらえることを議会事務局長から報告され、確認しました。役場入り口の回収ボックスは、正副委員長で作成いたしました。

第14回特別委員会は、12月定例議会中の9日に予定していましたが、議会の日程が延びたため中止となりました。

当特別委員会は、今後しばらくの間、アンケートの回収・集計などの作業が中心となります。

アンケートは12月1日から順調に届いており、正副委員長で開封し、整理を進めています。12月13日時点で郵便物として届いたアンケートは557通、直接回収ボックスや議会事務局に届けられたアンケートは41通、合わせて598通です。1月最終日の締切りまでに、多くの住民からアンケートが寄せられることを願っているところです。

今後の集計作業は、届いたものから順次正副委員長を中心に開始し、必要に応じて各委員にもお願いすることになります。全ての回収作業が終了し、集計作業が終了した後に再び会議をお願いし、今後はアンケートを基に住民の公共交通手段の現状と要望、今後の公共交通の在り方についての本格的な議論に入ることとなります。引き続き、調査研究を継続していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、公共交通等対策特別委員会の報告といたします。

○議長（猪岡 壽君） 以上で、各特別委員会委員長の調査研究経過報告を終わります。

この際、各特別委員会委員長の調査研究経過報告に対して質疑があれば、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

各特別委員会委員長に申し上げます。

今期定例会に調査研究終了の報告がありませんので、引き続き調査研究をお願いいたします。

以上で、特別委員会委員長報告を終了いたします。

---

### ◎日程の追加について

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

ただいま高橋茂雄議員ほか2名から、意見書第16号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか3名から、意見書第17号 後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げに反対する意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか2名から、意見書第18号 新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大を防止するための緊急対策を求める意見書（案）についての件、以上3件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第16号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）についての件、意見書第17号 後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げに反対する意見書（案）

についての件、意見書第18号 新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大を防止するための緊急対策を求める意見書（案）についての件、以上3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

◇

◎日程第18 意見書第16号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書  
（案）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第18、意見書第16号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 議席番号2番、高橋茂雄です。

意見書第16号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を次のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）。

現在、世界は異常な気象変動の影響を受け、各国各地でその甚大な被害を被っている。

我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興につながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必要である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長

と拡充を行うこと。

2 地方自治体が国土強靱化計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。

3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月14日、埼玉県児玉郡上里町議会。

よろしく申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで、提案の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 4 番飯塚でございます。

ちょっとお尋ねしますが、政府は令和3年以降5か年をもって、15兆円を超えるこの防災・減災、国土強靱化対策の拡大をやるということが発表されましたけれども、この意見書を出す必要があるかどうか、お聞かせ願います。

○議長（猪岡 壽君） 2 番高橋茂雄議員。

〔2 番 高橋茂雄君発言〕

○2 番（高橋茂雄君） 今回、地方の配分を3番にあるように、本整備の遅れている地方に十分に配慮してくれるようにということで、お願いしたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 2点ばかりちょっとお願いしたいと思うんですけども。

まず、下のほうの1のところの「3か年緊急対策」のさらなる延長はいいんですけども、拡充というのは、どの程度のことを言っているのかということと、3の最後のほうの「社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること」と、日本には47都道府県あるんですけども、全国的にこういった自然災害に対する対策が遅れていると思うんです。

上のほうにある「豪雨、河川の氾濫云々」といろいろあるんですけども、この中には人災とも取れるようなケースがあるわけです。例えば河川の氾濫とか地震なんていうのは、地震な

んていうのは、何度も私は言っているんですけども、世界の20%が日本列島で起きていると、こんなの今さら考えるんじゃないかでもう絶対に対策が打たれていなければいけないわけなんですけれども、河川の氾濫がそうですよね。

これ無理やりこうやってつくっちゃって、例えばもうちょっと小さい身近なところへ行くと、昔は河川というか、整備されていないというか、自然のまま、自然浸水というんですか、大水が出て自然と浸透していくような形であったわけなんですけれども、今それを整備しちゃって3面のコンクリートなんかになると、結局は瞬間的大水が出て飲み込めないと、結局そういうことも考えられる。これはもう人災に等しいというか、地震とかですね。地震は人災とは言えないんですけども、地震に対する対策については、もう本当に昔からこういった地形というか、日本列島というのは、そういうふうに言われているわけですから、もう当然早くからこういうことは対策を打ってなきゃおかしいというふうなことで、社会資本整備の遅れているとか、全体的にどこの自治体も逼迫、予算的には足りない状況ですよね。

ですから、これを遅れているという表現はちょっと当たらないんじゃないかなと思うんですけども、その辺の2点についてちょっと説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 齊藤議員にお答えしますが、最初におかれましては順番とかという、幾ら予算があっても足りないのはもう確かなんだけど、社会資本が遅れていると地方でも誰でも結構老人ホームとか、割とみんな豪雨でやられちゃって、地方に十分配慮してほしいという要望なんですけれども。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 私も、飯塚議員の発言に賛成したいと思うんですけども。同じ意見であります。

政府のほうがこの5か年計画というのをこの間発表しまして、継続的にやっていくというふうに発表しているわけなんです。だから打ち切っちゃったとか、もうおしまいっていう表現に、私はニュースとかそういうの見たときに、そういうふうには解釈していないんですけども、その点のところについては提案者はどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 2番、高橋です。

継続しても、最初に申し上げたように、地方になるべく平等というんじゃなくて被害が多いところにどんどん分配してほしいという、次の災害がないようにということなんですけれども。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 4番飯塚でございます。

意見書第16号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）に対して、反対の立場でございますので、反対討論を行います。

去る政府の発表におきまして、この防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、これの延長という5か年の発表がありました。15兆円を超える予算を打ち立て、各災害のあったところに手厚い対策を取るという内容まで示されておりました。

そのため、このさらなる延長を拡充するという1点目の項目に対してこれは当てはまらないと私は感じるところでありますので、反対の討論といたします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 私も反対討論させていただきたいと思うんです。

この拡充を求める意見というのは、もうこれでストップしちゃって進まないと言うけれども、政府のほうで、こういう災害に対する予算を組んで継続的に取り組んでいくという表明をしているわけですから、あえてここで、このことについて意見書を出す必要があるのかということで、私はこの意見書については反対したいと思います。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12番の沓澤幸子です。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）につきましては、全員協議

会でも、是非これを上げていこうということで、全議員で確認したことだと思います。その後、政府のほうで5か年計画ということを出してきているわけではありますけれども、やはりそれを確固たるものにしてもらうためにも、ちょっと議会の動きと政府の動きが常に動いていますので前後してしまいますけれども、上里町議会としてもその政府の動きを支持する意味でも、やはり防災・減災対策が本当に必要だし、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮することを重ねてお願いする意味でも、この意見書を出すことの必要性というのは、意義もまたあるというふうに思いますので、賛成したいと思います。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第16号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 意見書第17号 後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げに反対する意見書（案）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第19、意見書第17号 後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げに反対する意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番日本共産党の沓澤幸子です。

後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げに反対する意見書（案）について、意見書（案）を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

厚生労働省は11月19日、75歳以上の後期高齢者が医療機関で支払う窓口負担について、最小で約200万人、最大で約605万人を現行の原則1割負担から2割負担に引き上げるなどとした患者負担増の複数案を社会保障審議会の部会に示しました。後期高齢者医療の窓口負担については、昨年12月19日、政府の「全世代型社会保障検討会議」が「負担能力に応じたものへと改革していく」として「一定所得以上」の人は「医療費の窓口負担割合を2割」とすること、「団

塊の世代」が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるよう制度上の措置を講ずるなどとした中間報告をまとめています。

これに対して全国後期高齢者医療広域連合協議会は昨年6月6日に、「後期高齢者医療制度に関する要望書」を政府に提出し、「制度の骨幹である高齢者が必要な医療を確保するという観点から現状維持に努めること」と表明しており、全国老人クラブや医療関係団体からも負担増についての検討中止を求める意見が相次いで出されています。

高齢者の所得の8割は公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活しています。しかもその公的年金も減らされ続けて、1996年の年平均支給額は約210万円だったものが2016年には約180万円と15%も減っています。

また、コロナ禍での受診控えで高齢者の健康への影響が懸念される中で原則2割負担化することには、日本医師会などからも「さらなる受診控えを生じさせかねない」との批判が相次いでいます。負担増による受診抑制が起これば、高齢者の暮らしと健康を守るうえでも大きな影響を及ぼしかねません。

よって国においては、後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げを行わないよう強く要望します。

以上のような内容であります。慎重審議していただきまして、御議決賜りますようお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

提案者に何点か質問させていただきたいと思います。

当然のことながら、一国民としても高福祉低負担であればそれが理想であるわけですが、現在の我が国における人口構成において、そういった制度はもちろん無理ということで国は中福祉、一部負担にかじを切ったところであるかなと思っております。

団塊の世代と言われている方々が、2025年には全て後期高齢者になる反面、現在生まれてくる子どもたちの数は、その世代のおよそ3分の1の数ということになっておりまして、現状制度を維持していくことはかなり難しいというのは、皆さん承知しているところかなと思っておるわけでございます。

後期高齢者医療の負担金というのは、現役世代がそれぞれ加入している保険からの支援金が

多くを占めているわけでありまして、今後ますます減っていく現役世代、数として減っていく現役世代の負担を少しでも少なく低く抑えていくということが、喫緊の課題かなと思っております。

そこで1点目として、受給側の方たちと負担をする側、支える方たちの、この世代間の不公平感についてはいかがお考えであるかという質問がまず1点目です。

2点目といたしましては、これは少し意見書の内容と外れてしまう部分もあるかもしれませんが、常日頃多くの国民が疑問に思っているところでもあると思いますので、質問させていただきたいと思います。

この提案理由の中でも公的年金について、高齢者の所得の8割は公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活をしていると記載をされているわけでありまして。

現状の賦課方式の手段といたしましては、所得で見るとしかないのであるかなとは思いますが、この収入、その年どしの所得というのはいわゆるフローですよ。フローのみで見て、果たして負担が適正なのかというのは大きな問題であると思います。

年を重ね、仕事をリタイアされ、その後年金所得のみになっていくというのが大方国民の流れかなと思いますが、例えば現役世代に築かれた資産等については全く考慮をされない。全くというのはちょっと語弊がありますが、多くが考慮されない現状であります。固定資産、不動産だとかアパート、例えば貸倉庫とか持っていてその所得があればもちろん反映はされてきますが、大変な現預金を持っていらっしゃるにしても、この所得ではかると全く反映されません。要するにストックの部分が全く考慮されていないんですね。

確かに、例えば国民年金だけで僅かな年金かもしれないけれども、実は莫大な現預金を持っていれば、当然のごとくそれに応じた負担はしていただける、十分していただけるわけです。多くの若い世代の方たちよりも、一般的には高齢者の方々のほうが現預金、資産を持たれているという統計は明らかに出ておりますので、その辺についていかがお考えか、2点ほどになりますが、御説明のほどお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの納谷議員の質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。

まずは、1点目の現役世代と受給世代との不公平感についてでありますけれども、今の日本の現状でいいますと、負担を現役世代が負うのか、受給世代いわゆる75歳以上の高齢者の負担を上げるのかと、この2本で議論が進んでいるように思います。それはそういう流れをつくっているんだというふうに思います。

そもそも全世代型社会保障改革の考え方が、国が出すお金は最小限にして負担は若年層と高齢者層で折半するというんでしょうか、いわゆる自己責任と、あとはどっちに負担を重くするかで分断するような政策になっているというふうに思います。

この後期高齢者医療制度を導入したときには、高齢者の医療費のうちの45%は国庫負担でありました。それが少しずつ減らされて、今35%になっているわけなんですね。ですので、現役世代に負担を負わせることは避けたい。でも高齢者の生活が負担に耐えられるかという、1割負担が導入されてからも受診控えが広がっているという現状を見ますと、負担を負い切れない、1割負担でもお医者さんにかかれぬ高齢者世帯もたくさんあるということが分かると思います。

じゃ誰が負担をするんでしょうかということになりますと、やっぱりお金の使い方なんではないかなというふうに思うところです。例えばイージス艦の建造費、新たにまた造設するといっておりますけれども、1隻で2,500億円と言われてます。その維持とか全て含むと1兆円近くかかるんじゃないかというふうに言われているんです。

つい最近ですけれども、自公のトップ会談で、この負担の線が年収200万円以上で約370万人を対象にするというところで合意がされたようであります。そうしますと現役世代の負担は880億円、この880億円をなくすためにはその1隻取りやめるだけでも十分お釣りがくる。ですから、私は現役世代と受給世代との不公平感とかそういうことは、そこをもって闘わせるのではなくて、やっぱり公的負担を引き上げていく。お金の使い方の方向を切り替えていくことが大事じゃないかなというふうに思っています。

それと2点目の公的年金の額だけではなくて、ずっと生活してこた中の預金、資産、そういうものについて考慮されるべきではないかという考え方についてでありますけれども、政府もそうした意見が今議論されているようであります。

根本的にはそのほうが私は平等だとは思いますが。というのは今、若い人を含め高齢世帯であっても全く預金がないという人も何十%もいるわけであります。その方と預金がある方ではまた暮らしは全然違いますけれども、今あらゆるものが負担増でサービスが減らされる、これは医療だけではなくて介護でもそうですし、そういう暮らしの中で、なぜ日本の国民が一生懸命貯蓄をするかという、将来に対する不安が非常に大きいからなんですね。ですので、その辺の線引きをどこに置くかについては、政府は2,000万円なければ暮らせないとはっきり言っているわけです。だとしたら、どの辺までの預金が高額生活者というふうに捉えられるのか、そのことは非常に議論していく必要があるんじゃないかなというふうに思うところです。

○議長(猪岡 壽君) ほかに質疑はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 提案者にお聞きしたいと思うんですけども、この75歳以上の後期高齢者の件について、金額というのはある程度出しているんでしょう、何百万円以上、こういうふうに出しているわけですよ。これを見ますと、もう全部そういうふうじゃなくて取られちゃうような感じなんですけれども、この辺について提案者はどういうふうを考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 高橋勝利議員の質問にお答えしたいと思います。

私がこの意見書（案）を提出している段階では、まだ決まっていなかったんです。その後にトップ会談が開かれて急速に、たしか9日だったと思うんです。自民公明のトップが会談をして200万円で合意をしたという段階であります。

ですので、議論した中身は240万円以上から155万円以上のこの5段階のところで議論を進めていたわけでありますので、先ほどの一つ目の意見書のときもありましたけれども、政治は常に動いていますので若干そうしたずれはありますけれども、このことで間違いはないというふうに思っています。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

先ほどの質問に対して本当に丁寧なお答えありがとうございました。

おっしゃることはよく分かります。ただ私も現役世代の代表としては、高齢の方にも当然応分の負担、可能な限りの応分の負担はしていただくかなと思っておりますが、また一方では、私たち現役世代もいつか行く道でありますので、負担は少ないほうがいいのかなと考えるところは当然であります。

非常に今、判断が難しいところではありますが、先ほどそれでは現役の負担も抑え、高齢者の方々の受給者の負担も抑えということでイービス艦の例を出されましたが、そういった議論になってきますと、当然この1点を捉えるだけではなく、我々地方議会ですからそういう感覚でもいいのかもしれませんが、やはり今の国際情勢、地政学的に考えたときにも、これまでの戦後75年の状況とは大きく異なってきているところなのかなと思うところでもあります。

日米安保の下、アメリカの核の傘により日本が国防に、防衛費にお金をかけず経済重視ということで発展を遂げてきましたが、こう見回しても東アジアの情勢をはじめ、非常に今後、ま

たアメリカの大統領選の結果確定によっては、さらに防衛費に関する予算も再検討するときが来るのかな、そんなことも考えておりますので、一概にここを削ればこっちが出せるよというのは難しいのかなと思うところであります。

漢文で昔、習いました。国破れて山河ありとか非常にイメージ残っているんですけども、どんなに福祉を充実させても、じゃ仮にですけれども諸外国から攻められてきたときにはどうするのかといった考えも、幾ら地方議員としても頭の隅に置きながら議論をしなければいけないのかな、そんなことも思っているわけです。

かといって国の財源が無限かといいますと、当然有限なわけでありまして、現役の負担も抑える、受給者、高齢者の方々の負担も抑えるとなってくれば、これは国費投入するしかないとなってきましたと、現状では国債発行か。このコロナ禍において、もう国債発行はとめどない金額になってしましまして、次年度予算編成においても国債費は増額するという状況で、どこかで線をやはり引くべきなのかなと思います。

当然負担は低いほうがいいと思いますが、そんな考えをしておりますが、一つイージス艦の問題を捉えて、これはこっちじゃないのかとかいう議論はなかなかちょっと乱暴なのかなという気はいたしますが、その辺について再度、ちょっと納得いって賛成させていただきたいので、よろしく願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 例えばで挙げたイージス艦ではありますけれども、世界の情勢というのは非常に厳しい状況がありますけれども、一方では核に対する、核兵器廃絶の批准国が50か国を到達して批准されました。やはり核兵器はもう悪の烙印が押されました。

そういう意味では、世界の流れとしてもやはり平和への流れが大きくなってきていると思います。そして、最近のニュースですけれども、韓国では十何か所の基地をアメリカに返還したと、そういうこともあります。小さな国ですけれども、中南米のコスタリカでは戦争をしないということで、今まで使っていた軍事費は全て教育費に切り替えたという、そういう国もあります。

日本は平和憲法を持っておりますので、やはりそれを中心にした外交で、攻めてこられるようなんじゃないくて、平和を発信するというのも一つの流れだと思います。このことに関しては一致できない部分もあると思います。まだまだ議論が成熟していないし、私の考えとはまた違った考えを持っている人も幅広くいることは承知しております。

たまたま例として挙げたのはこのイージス艦でありますけれども、日本は今、軍事費がどんどん増えておりますので、そのほんの僅かを削ってもという一例で挙げさせていただきました。

若い世代に負担を、私も一応まだ後期じゃないので、そっち側にいるんですけども、もうすぐ私も後期になりますので、どちらが負担増になっても本当に今暮らしが大変ですし、とにかく自公の合意が決まった後の医師会の責任者が発表していましたが、今でもコロナの中で受診控えがひどいと、これが2割負担になったときには、やっぱり医療現場はもう今でも逼迫している中で、受診控えでまた深刻な状況になったときに命を救うことが、もう本当に重大な問題だというふうなことで言っております。ですので、このコロナ禍での負担増なのかということもまた一つの大きな問題ではないかなというふうに捉えているところです。

うまく答えられたか分かりませんが、不足していましたらまた質問してください。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 先ほど提案者のほうからいろいろ説明いただいたんですけども、先ほどの答弁によりますと、提出の段階では先ほど言った案がまだ出ていなかったということになります。

実際に、日付が今日14日になっていますけれども、これをもっと前にもう作り上げていたと思うんです。今、政治というのは毎日こう動いているわけです。そういった意味では、この問題については公明党の山口さんが、菅さんと相当つばぜり合いをしていたということです。なかなか総理大臣がそのことについて受け入れないと、こういうことに公明党の山口さんがジレンマを感じて、再度申入れをして、最終的にこの案でどうですかというふうに菅さんが言ったわけですね。それで公明党のトップがそれで了解ということになってきているわけで、やっぱり我々はこういった政治情勢というのを随時見ていっていかないといけないと思うんですけども、そこの辺のところについて再度、提案者にこの提出日が14日になっているけれども、もっと前にこういうふうにもう判断しちゃったんじゃないかなというふうに思いますので、答弁をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私も9日にニュースで合意したんだということを知りました。

再度、この意見書を、もう賛同者もお願いしたりとかしていただきましたので、出し直ししようかなというふうに思ったりもしたんですけども、そこが重大なんではなくて、やはり高齢者の医療費の窓口負担の2割負担のことが重要でありましたので、その後若干のずれは出てきますけれども、政府がこのことで検討していたことは事実で、それが合意を得ましたということが書いていないだけでありまして、このことに基づいて5段階で検討していたことは事実であり

ますので、何ら問題はないというふうに思っております。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 4 番公明党の飯塚でございます。

意見書第17号 後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げに反対する意見書（案）に対しまして、反対の立場から討論をいたします。

12月9日に、政府与党トップ会談の申入れをして、公明党の山口代表、年間所得200万以上の方に対して2割負担をお願いするということが決定なされました。

この一定所得以上の方に対しての医療費負担というものは、これ以前からもちろん与党に対して考えられていることございまして、それ以前の提出のこの意見書だというふうに先ほどからお話がありましたが、これは現役世代の今担う医療費の負担増というのは大変な負担になっているわけでございます。ましてやコロナ禍の中で、その若い人たちの大変さは今一番逼迫している状態だと私は考えます。

この200万以上、月16万7,000円というふうな形で、年金で生活をされている方々に対して、それ以上の所得を持っている方が2割を負担するということに関しては、これは仕方がないとか、これは必要なことではないかというふうに私は考えます。

以上をもって、200万円以上の一定所得以上ということが決まった以上、この意見書に対して私は出す必要はないというふうに判断しますので、反対といたします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） この問題につきまして、私も提案に対して反対をしたいと思います。

実はフジテレビのニュースのときに、共産党の小池さん、それから立憲民主党、それから橋下さんの談話もずっと聞いていたんです。これはもうお互いが意見を言い合っているような状況であったわけです。そういうことについて、なぜ意見書をここで出していくのかということについては、やはり与党のトップがそういう段階で話をしていたのに、じゃ野党はそのときに何をしていたか、いろいろ意見言っていたと思うんです。だけれども結果的には、この自公のトップ会談でこういう方向でどうですかということになったことについては、私は、当時の

ニュースではすぐやるような雰囲気だったんだと思います。だけれども、これが22年に引き下げられたということについては、大きな成果だというふうに評価をしていますので、この意見書については反対したいと思います。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 意見書第17号 後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げに反対する意見書（案）について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど来からお聞きしていますが、やはり後期高齢者というのは75歳以上なんですけれども、この75歳以上の年齢の方というのは、戦争、第二次世界対戦等大変な苦勞をしてきて、その中で生活して、ここ75歳の上にいるわけです。

今の日本の基盤というか、戦後、指導的に活躍してきた年齢の方々というふうに私は見受けるわけですが、やはりこういった日本の国をここまで引っ張ってきてくれた、今、我々がこういう生活ができるのもそういった方々のおかげだというふうに思うわけです。

確かに、生産年齢人口だとか若年層が年々減少しているというのは確かです。よって、そこで負担をそちらにお願いするということは、ちょっと気の毒なような気もしますが、やはりこんなこと言うと言葉がちょっとおかしいかもしれませんが、75歳以上、生涯100年時代と言われても、あと数十年と、そのくらいなんです、この世に生存する期間というのは。その間を少しでも楽しく過ごさせてやりたいなというふうな気がするわけです。

よって、お互いの負担割合というのは確立されちゃっているわけですが、その辺はやはりお互いが理解し合って、これは高齢者に対しての御褒美というか、そんな感じで引き上げるのを反対するという意見に賛成の立場から討論させていただきました。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第17号 後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げに反対する意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 意見書第18号 新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大を防止するための  
緊急対策を求める意見書（案）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第20、意見書第18号 新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大を防止するための緊急対策を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番の沓澤幸子です。

新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大を防止するための緊急対策を求める意見書（案）について、提案理由の説明をさせていただきます。

全国各地で新型コロナウイルスの感染拡大が急増し、11月18日には新規陽性者数が2,000人を突破するなど、春の「第1波」、夏の「第2波」に続く「第3波」の感染拡大が起こっています。特に医療機関や高齢者施設などでの集団感染が激増していることは憂慮すべき事態です。政府は感染拡大への「最大の警戒感」を呼びかけながら、その内容はクラスターになりやすい業界・集団における事前の連絡網づくりや、国民に対するさらなる行動変容の呼びかけなど、従来の延長線上にとどまっています。厚生労働省は11月16日、感染者多発地域やクラスター発生地域の医療機関や介護施設等の勤務者や入院・入所者全員を対象に「一斉・定期的な検査の実施」をお願いする通知を出しましたが、検査費用は国が2分の1残りの2分の1は地方自治体の負担になっているため、二の足を踏んでいる自治体が少なくありません。政府のコロナ感染症対策分科会が11月9日、いま適切な感染防止策を取らなければ「急速な感染拡大に至る可能性が高い」と警告しているように、感染の急激な広がりに対する緊急対応が焦眉の課題となっています。

そこで、感染の爆発的な拡大を防止するため、以下の緊急対策を講ずるよう強く要望します。

記

1 感染急増地（ホットスポット）となるリスクのあるところに対して、無症状感染者の把握・保護をするため「面の検査」を行うこと。また、医療機関、介護・福祉施設、保育園・幼稚園、学校、学童クラブなどについては、全額国の負担で定期的な「社会的検査」を行い、感染拡大を事前に防ぐ対策を講ずること。

2 コロナ対応と患者減少で赤字を抱え疲弊している医療機関の危機を救うために、地域医療を支える全ての病院・診療所に減収補てんを行うとともに、感染防護具や医療用機材の確保と併せて、自治体が必要な宿泊療養施設を確保できるよう予算の緊急的な追加を実施すること。

3 急激な感染拡大に対応し、陽性者を確実に把握・保護していくためには、感染追跡を専門に行うトレーサーの確保が急務となっています。国の責任において保健所の人員の養成・確保を図ること。

以上であります。慎重審議いただきまして、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 意見書提出者に何点か質問させていただきます。

まず1番のところの「全額国の負担で定期的な」という、定期的というこの社会的検査、これが抽象的なのでちょっとよく分かりません。定期的な社会的検査となるとどれだけの経費がかかるのかという課題があらうかと思うんですけれども、それについて説明をお願いします。

それから3番目のところです。「国の責任において保健所の人員の養成・確保を図ること」これは保健師資格がある人のことを、この保健所の人員というふうに言っているんだと思うんですけれども、全国各医療機関においても看護師の方の離職が相次いで見受けられるわけです。それはなぜかという、ちょっと偏見を持つ人がいて、家族の、特に幼少期の子どもたちが非難されるような暴言を吐かれたりということがあるので、こういったことに携わらないように離職するというふうなニュースもちらほら出ています。

こういった中で今さら、コロナの問題が発生して約1年が過ぎようとしているんですけれども、この意見書を出すに当たって、先ほど提案者からの第1波、第2波、第3波という表現がありましたけれども、当然これはもう目に見えないウイルスで、かつて経験のないような新型コロナウイルスということで、こういった対応の仕方というのは、国が当然やっていることが先ほど提案理由の読み上げた中であるんですけれども、もう少し緊急性を持った対応が必要なんでしょうけれども、もう1年が過ぎようとしているのに、何で今さらこの意見書を出すのか、出すんだったらもっと早く、第1波が終わって第2波ぐらいのときからもうこういった対応をしてくださいよというふうな意見書を出すべきじゃないかなと思うんですけれども、その辺について説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 齊藤議員の質問にお答えしたいと思います。

定期的な社会的検査についてでありますけれども、病院だとか介護・福祉施設、保育園等で

の集団感染が今爆発的に広がっているところであります。集団感染のリスクが大きいです。やはり長い時間そこで多くの人と過ごす、保育園もそうですし福祉施設、病院もそうです。そういうところのリスクというのは非常に高いわけでありまして、集団感染が起きた場合の治療費や医療にかかる経費、そういうことを考えますと、また感染した場合は後遺症も残るとか様々なリスクを考えると、世界でも遅れを取っているわけです、日本は、PCR検査が。そういう意味では危険なところを防いでいくという狙いであります。

それと3番目のトレーサーの確保が急務というのは、もっと早く気がつくべきだと言われれば確かにそのとおりでありますけれども、じゃその要望書を上げないでおいたら、今後のことを考えますと、まだコロナウイルスは長期的に続くであろう闘いでありまして、多くの専門家が新たなウイルスの脅威についても言及しているところでありますので、今も人手不足で政府が保健所応援で確保した人材は600人ほどのようです。

それでも対応がし切れない状況の中で、病院などは看護師が足りなくて医療崩壊的な状況が起こっていたり、保健所の保健師さんたちも本当に長時間労働が強いられているわけでありまして、遅いといっても直ちにそういう手だてに転じていかなければいけない。早く出したほうがよかったとは思いますが、9月議会から定例議会となる12月議会になってしまうわけでありまして、遅いと言われればそのとおりでありましたけれども、出していきたいということで提案させていただきました。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 先日近くのかかりつけの医者に行っただけなんですけれども、このままいきますと医療崩壊が出ちゃうということを話していました。そこで、今、国全体で今の体制では不十分だということの中で、自衛隊の存在がすごく高まってきているということが報道されて、この役割というのはすごい役割だと思うんです。これは国民から大きな信頼を得ているという状況であります。これは当然今、提案者のほうもそこは分かっているんじゃないかなと思うんです。

自衛隊ということについては、いろいろ異論がある方がいると思うんですけれども、今回これについて徐々にまだ自衛隊の支援が増えていくというようなことが言われていますので、提案者はこういうところについてどういう見解を持っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この提案された内容とはちょっと違うと思いますけれども、質問で

すのでお答えしたいと思います。

自衛隊については、私の考えとすれば国民の多くが戦争する自衛隊というふうには思っていないと思います。災害時とかこうした緊急事態のときに助けてくれる、また自衛隊に志願している方たちも国民のための命を守る自衛隊としての役割が、ずっと戦後は行われてきたんじゃないかなというふうに思うところでもあります。近年、自衛隊の志願者が減っているのは、やはり危険な任務に就くことなども大きな要因ではないかなというふうに思っています。

ですので、私は今、医療崩壊的な状況に陥っている中で、自衛隊のほうから看護師さんが派遣されている、このことは非常にありがたいと思いますし、御苦労さまなことだなというふうに感謝したいと思っております。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

ちょっと瑣末なことでも申し訳ございませんが、2項目めの中で「医療機関の危機を救うために、地域医療を支える全ての病院・診療所に減収補てんを行うとともに」というところが若干気になるところでありまして、当然といたしますか、コロナウイルス対策によって病棟を設置したりして一般の入院患者さんや外来の方が減ったということも分かるんですが、全ての病院・診療所というところ、それと減収補填というのは、基準は減収の補填ですから、当然基準となってくるのは前年度の経営状況だとするならば、じゃこれはどこまで。

細かいことで申し訳ないですが、が一んと黒字が出ていたものが赤字になって、じゃその黒字云々まで補填するののかという表現に捉えてしまうので、ちょっと一字一句取ってこうじゃないか、ああじゃないかというのは申し訳ないのですが、もう少し文面に関しては考慮する必要があったのかなという気がしておりますが、その辺のようにお考えになるのかということと、もう一点、医療機関も当然ながらそこに従事する医療従事者の方たちに報いなければいけないのかなと思っております。

先ほど同僚議員の質問に対しましても、医療機関に従事することによっての偏見を受けてしまうという事例もあるということ伺っておりますし、また非常に過酷な勤務状況の中で、本当にその使命感で何とか耐え抜いているという、精神的にもきつと、肉体的にも大変だというようなお話は、るる伺っているところではありますが、そういった方たちに対する報いとしては現状では給付金のような形で対応することしか、増員といってももう全体のパイがない中であれですから難しいと思うんですが、どちらかという私個人的にはそちらのほうも盛り込んでいただきましたかったかなという気はしておりますが、その辺について2点、提案者の御説明を伺

いたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの質問でありますけれども、地域医療を支える全ての病院・診療所に減収補てんをとということでは、厳密にどういう計算方式を用いるかということまでは私は考えてはいないんですけれども、いわゆる国が病院等を統廃合していこうという流れが起きている最中に、こうした大きな事態が起きました。

大きな病院や現状でコロナウイルスの患者を受け入れている病院はもとより、今、総合病院の前のかかりつけ医というのが重視されているわけですが、そちらの経営が成り立たなくなると、例えば閉院とかそういうことになったときには地域医療が崩壊してしまいますので、やはりそれは入院する施設等ではなくても全ての診療所においても経営が成り立つように、また病院や診療所の経営が成り立つこと自体が、そこに勤める労働者の賃金カットとかそういうことが、今、夏のボーナスが出ない、冬のボーナスがカットされるという事態も経営がきちっと成り立っていけばそういうことは起きないであろうというふうに思っております。

それと実際そこで働いている人たちに対する直接的な支援については、政府のほうで病院の医療従事者や保育園の保育士などには、そうしたエッセンシャルワーカーについては、1人当たり10万円でしたと思いますけれども、それが支給されることになっていると思います。例えば、本庄市などはその制度を利用して学童保育所にも、それを市として独自に支給をする制度をつくっておるわけです。ですので、そういう制度はもう既にできていることになっているわけで、そのことは非常に、その10万円こっきりで必要かというところはまださらに継続していく、本当に御苦労が続いているわけでありますので、継続していく必要はあるかなというふうには思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず初めに、原案に反対の方の討論からお願いしたいと思います。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 意見書第18号 新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大を防止するための緊急対策を求める意見書（案）について、反対の立場で討論いたします。

先ほども質問したように、まず一言で言うと時期が遅過ぎます。結局、例えがいいか悪いか

は分かりませんが、堤防が決壊しちゃってから土のうを積んだって意味がない。これは先ほども言ったように、この要するに病院従事者、医師それから看護師の方も、先ほど申しましたように、本当は使命としてやらなくちゃいけないという使命感を持って携わっていると思うんです。先ほども言ったように、でもそういった誹謗中傷じゃないですけども、子どもたちがされるという医療従事者の家族とか子どもたち、そういった偏見を持っている国民がいるわけです。

となると、なかなかそういった医療従事者が、医師も看護師もなかなか集まらない。全国的に看護師の資格持っている方も何十万というふうにいるらしいんですけども、結局ましてこのコロナ禍で、目に見えない感染症と闘うというか、これに従事するというのはなかなか勇気が要ることだと思うんです。

そういう中で、先ほども言ったようにもっと早く手を打っておかなくちゃいけないことを、もう1年もたとうとしているのにこの時期は遅いという立場で、反対とさせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） 次に原案に賛成の方の討論を求めます。

討論はありませんか。

5番 仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大を防止するための緊急対策を求める意見書を賛成の立場から意見を言わせていただきます。

国のほうも現場を知らないのかなど、医療機関が人手不足とか、あと器具、あと防護用の手袋なんかも足りないという、そういうのをニュースで流しているんですけども、尾身さんって肩書きは分からないんですけども、G o T o トラベルとかG o T o E a tとか、人の移動を制限したほうが良いというふうに、ストップしたほうが良いと言っているのに、政府のほうは何の手も打たないと。

それでこの意見書に対して、本当に今、埼玉県でもクラスターが多発していて、第3波でここ二、三日急激に、一週間ばかり増えていますので、本当にこれはもうちょっと早く出してほしかったんですけども、一応何もしないよりは意思表示したほうが良いなということで賛成させていただきます。

○議長（猪岡 壽君） ただいま反対討論、賛成討論一人ずつ出ましたが、ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第18号 新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大を防止するための緊急対

策を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程の追加について

○議長（猪岡 壽君） 過日、高橋勝利議員より議会活性化特別委員会委員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、委員の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、委員の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

◎日程第21 議会活性化特別委員会委員の辞職許可について

○議長（猪岡 壽君） 日程第21、議会活性化特別委員会委員の辞職許可についての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、高橋勝利議員の退席を求めます。

〔高橋勝利議員退席〕

○議長（猪岡 壽君） まず、事務局をして辞職願を朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

高橋勝利議員の議会活性化特別委員会委員の辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、高橋勝利議員の議会活性化特別委員会委員の辞職は許可されました。

この際、高橋勝利議員の退席を解きます。

議席へお戻りください。

〔高橋勝利議員復席〕

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎日程の追加について

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

この際、議会活性化特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、議会活性化特別委員会委員の選任の件を議題に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

◇

◎日程第22 議会活性化特別委員会委員の選任について

○議長（猪岡 壽君） 日程第22、議会活性化特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

特別委員の選任については、上里町議会委員会条例第7条第2項の規定により、14番新井實議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、特別委員は14番新井實議員を選任することに決定いたしました。

---

◇

◎総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（猪岡 壽君） 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の所定事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

---

◇

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（猪岡 壽君） 次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第2項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

---

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（猪岡 壽君） 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◇

◎閉 会

○議長（猪岡 壽君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第7回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時49分閉会